

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

枚方市長 竹内 脩



要望書について (回答)

要 望 事 項	回 答
<p>1. 国民健康保険・救急医療について</p> <p>①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p> <p>②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。</p>	<p>本市では、これまでから国が示す繰出金通知に基づく基準を超えて国民健康保険会計に繰り出しているところであり、今年度は、昨年度以上の増額を行い保険料の軽減に充てています。今後とも、一般会計及び国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえて対応していきます。</p> <p>保険料減免制度については、「枚方市国民健康保険条例」及び「施行規則」で規定にしたがい運用しています。</p> <p>医療費の一部負担金の減免についても、「枚方市国民健康保険一部負担金の減免等の措置に関する規則」を制定し、運用しており、これらの制度については、市ホームページや全国保世帯に配布する「国保ガイド」に掲載して周知を図っています。</p> <p>資格証明書は法令に基づき交付しています。交付にあたっては、滞納者に対して一律に交付するのではなく、納付相談等により生活実態等を聴取し、柔軟に対応しています。</p> <p>「特別な事情」と判断される場合については、窓口にて速やかな対応を行っています。</p> <p>また、資格証明書交付世帯のうち、いわゆる高校生世代までの被保険者に対しては、短期被保険者証を交付しています。交付方法は対象世帯に通知を行い、窓口での交付を基本としていますが、接触のとれない場合は郵送しています。</p>

③滞納処分については法令を順守し、処分前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分を行うこと。

④国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくように努めること。

⑤国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

⑥国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

⑦広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の分

国民健康保険料を納期限までに納付しない場合の滞納処分の例は地方自治法第231条の第3項に「地方税の例により処分することができる」と定められていますが、実態としては何よりも本人との接触の機会を持ち、個々の実情を把握しながら分割納付等の納付相談を行っています。

また、財務部の特別債権回収チームと連携し、財産調査等の結果によっては滞納処分の停止を行っています。

職場研修の一環として、毎年4月には新たに異動となった職員と新入職員に対しては国保制度の研修を実施しております。

また、毎月末にはグループごとに事務連絡会議を行い、重要な事案が生じた場合は、その都度係員に周知徹底するよう努めております。

納付相談や一部負担金の相談の際、生活困窮を訴えられた場合は、実情に応じて生活福祉室(生活保護担当課)へ案内をしています。

また、国保加入者が生活保護を受給された場合、通常は本人が生活保護開始証明を持参されることで、脱退の処理を行っていますが、生活福祉室から提供されるデータを突合し処理することも毎月行っており、今後も連携を密にしていまいります。

本運営協議会は原則公開としており、本協議会の資料・議事録についてもホームページで公開しています。

「共同安定化事業」の算定方法変更により、本市においても拠出過多となっています。現状では市町村の実情に応じた支援には不十分な内容であるため、制度の変更を強く求めています。

配方法も小規模自治体に不利になる。  
2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

⑧福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

⑨救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

## 2. 健診について

①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

地方単独事業にかかる医療費波及分については、国庫補助対象費用額に含まれるよう国に働きかけるとともに、カット額は全額府において補填されるよう求めています。また、波及分に対しての府補助金については、平成22年度から廃止となりましたが、国のカットがなくなるまでの間は、府において財政措置を講じられるよう求めています。差額分については、最終的に一般会計からの繰入に含まれています。

本市の災害時用の備蓄品については、保有数量の把握に努めているとともに、ホームページ等でも市民に公表しています。救急体制については、消防吏員を増員することなく、内部努力と運用体制により、市民の救急需要に対応していきます。

災害時の救急医療体制については、府の災害拠点病院にも指定されている関西医科大学附属枚方病院の他、星ヶ丘厚生年金病院や枚方公済病院、市立枚方市民病院などで構成する「枚方市災害医療対策会議」において、平常時から情報の共有化、災害時を想定した訓練の実施、医薬品等の備蓄など、災害時の救急医療体制の確保に努めているところです。

救急医療に係る補助金等の措置については、現在、国・府に対して要望を行っており、今後も引き続き、機会を捉え、国・府に要望を行ってまいります。

枚方市国民健康保険被保険者については大阪府下の取扱医療機関にて無料で受診できます。(75歳以上の市民は広域連合が実施主体で実施)。

また、40歳以上の生活保護世帯受給者や15歳から39歳までの健診を受ける機会のない市民を対象に、保健センターにて無料で住民健診を実施しています。

平成23年度からは年6回だった集団の休日健診を年12回に倍増しました。平成25年度からは開催場所を枚方市駅周辺だ

けでなく津田地域でも開催し住民が受診しやすい体制に努めています。

特定健康診査の内容については国の定めた基本項目にのみでなく、平成 21 年度からはクレアチニン・尿酸・尿潜血をまた平成 24 年度からは心電図検査を本市の独自項目として追加し(いずれも無料)充実を図っています。

また特定健康診査医療機関は地域の取扱医療機関も多いことからかかりつけ医で受診できる機会もあり健診を通して医療が身近になり疾患の早期発見にもつながるよう努めています。

特定健康診査の充実を図るため、健診受診率が向上した自治体に対して受診率向上の経験を担当者が直接連絡して学ぶなど日々努めています。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

がん検診につきましては、健康増進法に基づき、市が実施主体となり、胃がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん・大腸がん・前立腺がんについて、保健センター及び枚方市内の委託医療機関にて実施しております。平成 22 年度より、肺がん・大腸がん・前立腺がん検診を平成 24 年度より子宮頸がん・乳がん検診を特定健康診査とがん検診の同時受診を推進し、双方の受診率向上を目的に、委託医療機関の検診に一本化するとともに、子宮頸がん検診の受診可能年齢も平成 24 年度より 25 歳以上から 20 歳以上へと拡大しました。また、枚方市国民健康保険被保険者の特定健康診査取扱い医療機関と市のがん検診取扱い医療機関を同じ一覧表で示し市民に対しても同時受診を勧奨しているところです。検診料はがん検診により 300 円～2000 円徴収していますが、生活保護世帯及び市府民税非課税世帯は免除制度があります。また、「がん検診推進事業」として平成 21 年度から子宮頸がん・乳がん検診を平成 23 年度からは大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を特定の年齢の市民に発送しております。平成 25 年度は大腸がん検診の無料クーポンを 65 歳 70 歳の年齢の市民にも拡充しております。また今後も引き続きがん検診の精度管理及び市民への周知・啓発に努めてまいります。

③人間ドック助成を行うこと。

平成 23 年度 10 月から、特定健康診査と人間ドックの併用受診を行っています。特定健康診査にあわせて、人間ドックも実施している枚方市内の医療機関で受診の際、「枚方市国民健康保険特定健康診査受診券」を使うと、人間ドック費用から枚方市国

<p>④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。</p>	<p>民健康保険特定健康診査分の費用を差し引いた金額となります。</p> <p>また、併用受診ができない医療機関で特定健康診査受診券を使わずに人間ドックを受診された場合、「人間ドック費用助成制度」が利用できます。枚方市国民健康保険特定健康診査の対象者が、特定健康診査を受診せず人間ドックを受診され、特定健康診査で受診すべき基本項目がその人間ドックで全て満たされている場合は、年度に一回に限り6000円の助成を行っていましたが今年度より助成金を7500円に増額し実施しています。</p> <p>平成22年度から集団で日曜日健診を行っています。平成23年度からは当初、年間6回であった日曜日健診を年12回に倍増しました。また平成25年度からは日曜日健診の開催場所を枚方市駅周辺だけでなく津田地域にも出向いて開催します。</p> <p>また開催時期も受診希望が集中し医療機関で予約の取りにくい年度末に開催回数を増加し、平日は仕事などで受診できない方にも受診しやすい体制に努めています。</p>
<p>3. 介護保険について</p> <p>①一般会計からの繰り入れで介護保険料(基準額)を引き上げること。第1, 2段階を引き下げること(基準額の0.3程度以下とすること)。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。</p> <p>②国庫負担割合の引上げを国に求めること</p> <p>③給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わない</p>	<p>介護保険給付費のうち、市町村の負担率については介護保険法で法定割合が定められています。介護保険制度がサービス給付と負担の関係を明確にした社会保険方式であり、市独自の一般財源からの繰り入れについては、国が適切でないという考えを示していることから、本市としても、法定割合を超える負担をすべきではないと考えています。</p> <p>また、保険料基準額が高額な設定としないために、抜本的な制度設計を実施するよう、市長会を通じて国に要望しています。</p> <p>介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げることや、調整交付金(5%)は別枠で財源を確保するよう、市長会を通じて国に要望しています。</p> <p>国の審議会において、介護保険制度の持続可能性の確保に関する議論がなされているところですが、本市としては、それらの</p>

<p>よう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後導入しないこと。</p>	<p>動向を注視しながら必要に応じて適切に対応してまいります。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、導入した場合にサービスの財源に影響が生じることが見込まれること等を勘案し、第5期計画では、サービスの導入について盛り込んでいません。第6期計画以降に関しては、国、府等の動向を注視しながら、慎重に対応してまいります。</p>
<p>④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。</p>	<p>利用者負担における低所得者対策については、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度だけでなく、抜本的な見直しを検討するとともに、減免等に要する費用については国庫負担とするよう、市長会を通じて国に要望しています。</p>
<p>⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。</p>	<p>ひらかた高齢者保健福祉計画21(第5期)では、施設入所者数を勘案し、計画期間において特別養護老人ホーム1カ所(80床)、小規模特別養護老人ホーム2カ所(58床)、またグループホーム1カ所(定員18名)の整備を見込んでいます。</p> <p>急増している高齢者住宅については、関係法令を遵守するよう、指導権限を有する部署との連携強化に努めていきます。</p>
<p>⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。</p>	<p>本市では、介護給付は法令通知に則り実施しており、ケアマネジメントに基づく適正なサービス提供がなされているものと認識しています。</p>
<p>⑦監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。</p>	<p>本市では、平成25年1月から大阪府より権限の一部の移譲を受けて指導監査を行っています。人員については、26年度の中核市への移行に向けて、さらに執行体制の整備を図っていきます。</p> <p>指導にあたっては、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、利用者の視点に立った指導監査に努め、介護給付等対象サービスの質の向上を確保します。</p>
<p>⑧ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目</p>	<p>ケアプランチェックは介護給付適正化計画に基づいて行っています。ケアプランと給付実績を確認することで、居宅介護支援、介護予防支援及びこれに基づく各個別の居宅サービス等</p>

的とした指導はしないこと。

- ⑨障害者の65歳問題が深刻である。利用者負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

#### 4. 生活保護について

- ①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

- ②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

が、真に必要なサービスとして利用者本位の視点で提供され、保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項に掲げるものとなるように努めることにより、利用者の自由な選択と自立支援に資する適正な居宅介護支援または介護予防支援を確保しつつ、ケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジャーの資質向上を図るとともに、居宅サービス事業者等の不正請求及び不適切な報酬算定を抑止することを目的としています。

介護保険制度では、非課税世帯については利用者負担額が高額とならないように上限額が定められ、超えた額は高額介護サービス費として払い戻されており、受益者負担の観点から、介護保険サービスの利用者負担を無料とする制度は困難です。また、それまでの障害福祉サービスのうち、介護保険サービスにあるものについては介護保険サービスの利用になり、介護保険サービスにないサービスについては障害福祉サービスの利用となります。

毎年ケースワーカーの増員を行っていますが、保護世帯数の増加も著しく、標準数の確保が困難な状況が続いています。生活保護業務は専門性を要するとの認識に立ち、引き続き経験や熟練を重視した体制づくりに努めてまいります。

また、生活保護関係法令等実務に関する研修のみならず人材育成研修も実施し、市職員として法令遵守と人権を尊重した対応に努めています。

「生活保護のしおり」については、生活保護法の一部改正等を反映したものにす等、今後も調査研究し、より良いものへと改良していきます。

申請書の交付については、生活保護制度についての権利と義務等を十分に説明し、相談者に理解していただいた上で、申請をしていただくことが適切な方法であると考えています。従って、相談者に自由に申請書を渡すことは考えておりませんが、申請については相談者の申請意思を十分に確認し、申請権を阻害することのないよう、心がけております。

<p>③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事のを確保すること。</p>	<p>保護の開始の申請をされたときは、生活上の義務や届出の義務等について、十分説明した上で、適切な指導を行っています。</p> <p>就労指導については、世帯ごとの事情を勘案した上で、適切な指導を行っています。本人の努力だけでは実現できないような指導を行うことのないよう、心がけております。</p>
<p>④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>通院や就職活動にかかる交通費については、その内容を確認した上で移送費として支給しています。</p> <p>移送費については「生活保護のしおり」に記載していますが、詳細については担当ケースワーカーに相談をしていただくようにしています。</p>
<p>⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。</p>	<p>夜間、休日等で使用する医療扶助受給者証は、既に発行し対応しております。</p> <p>医療機関を一か所しか認めないことについては、広域である枚方市内の患者の通院距離など生活保護受給者の利便性や医療機関との調整も必要なことから、現在は考えておりません。</p>
<p>⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。</p>	<p>自動車の保有については、判決を踏まえ、生活保護の実施要領等の規定に基づき、適切に判断してまいります。</p> <p>また、本市で発行している「生活保護のてびき」において、自動車の保有について記載しております。</p>
<p>⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>生活保護費の不正受給は、市民や適正に保護を受給されている方の信頼を損ねるものとなり、決して許されるものではありません。そのため、警察官OBの配置し、調査体</p>

5. 子育て支援・一人親家族支援・子どもの貧困解決にむけて

①こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアにしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻の早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。

制を強化したものです。

本市では、こどもの医療費助成制度として、小学校就学前までの入通院費助成に加え、平成24年4月より、小学生の入院費助成を行っています。所得制限は設けていません。この制度は、大阪府の「市町村乳幼児医療費助成事業」に上乗せして実施しているものです。

また、本市では、大阪府市長会を通じて、府に「市町村乳幼児医療費助成事業」の対象年齢の拡充を要望するとともに、国に対しても、子どもの医療費公費助成制度の創設を要望しています。

中学卒業までの医療費の助成は、現在の財政状況では困難と考えていますが、今後も国や府の状況等を踏まえながら、検討を行ってまいります。

妊婦健診の公費助成につきましては、公費助成額を平成23年度より総額60,000円としておりましたが、平成25年度からは全国トップレベルの116,840円に増額しております。これにより、妊婦が自己負担をほとんどすることなく、国の示す標準的な内容の妊婦健康診査を実施することができ、経済的負担の大幅な軽減につながると考えております。

本市の就学援助の認定につきましては、所得金額で審査しており、認定基準額は、大阪府標準生計費に前年度消費者物価指数の変動率を乗じて求めた額に、扶養人数や配偶者の扶養状況等を考慮し、設定しています。

申請手続きにつきましては、毎年4月1日から翌年2月末までの間で、学校以外に市役所市民課窓口、各支所(津田・香里ヶ丘・北部)の窓口、教育委員会学務課窓口でも受け付けております。

第1回の支給月につきましては、できる限り直近の所得状況により審査するため、6月の所得の確定を確認し、最短の7月に支給しております。

<p>④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>また、平成 23 年度より、従来「新入学学用品費」として中学校第 1 学年の第 1 回目に支給していた費目を、小学校第 6 学年の時に「中学校入学準備金」として最終回の 3 月に支給を受けることができるように改正しております。</p> <p>本市においては「新婚」「子育て世代」を要件とした家賃補助制度はありませんが、大阪府において、「新婚・子育て世帯向け家賃減額補助制度」があり、本市の 13 住宅が対象となっています。</p>
---	--